

健全化判断比率説明資料

令和 4 年度決算 (速報値)



宇城市総務部財政課

令和 5 年 8 月

目次

1. 財政健全化法制定の背景	1
2. 健全化判断比率等の対象範囲	2
3. 早期健全化段階・財政再生段階のイメージ	2
4. 宇城市における健全化判断比率等の状況	3
(1) 実質赤字比率	
(2) 連結実質赤字比率	
(3) 実質公債費比率	
(4) 将来負担比率	
5. まとめ ～現状分析と今後の動向～	8
6. 参考資料（県下14市の状況）	10
(1) 実質公債費比率の推移	
(2) 将来負担比率の推移	
7. 用語解説	12

1. 財政健全化法制定の背景

① 夕張市問題

炭鉱閉山に伴う人口流出や、地域振興のための過度な観光施設整備等により財政が悪化したが、それに加え、意図的な財務処理（赤字隠し）により、赤字が著しく大きくなっていった。平成 19 年 3 月、地方財政再建促進特別措置法（旧再建法）に基づく「財政再建計画」を総務大臣に提出し、事実上、財政破綻した。

指 標	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
夕張市（H19）	730.71	739.45	39.6	1237.6

② 旧制度での課題

- （ア）財政再建団体（レッドカード）の基準がなく、財政悪化を早期に防止（把握）することが不可能
- （イ）普通会計を中心にした収支の指標（実質赤字比率）のみの分析報告であったため、ストック（負債等）の財政状況に課題があっても対象とならない
- （ウ）公営企業にも早期是正機能がなかった
- （エ）分かりやすい財政情報の開示等が不十分



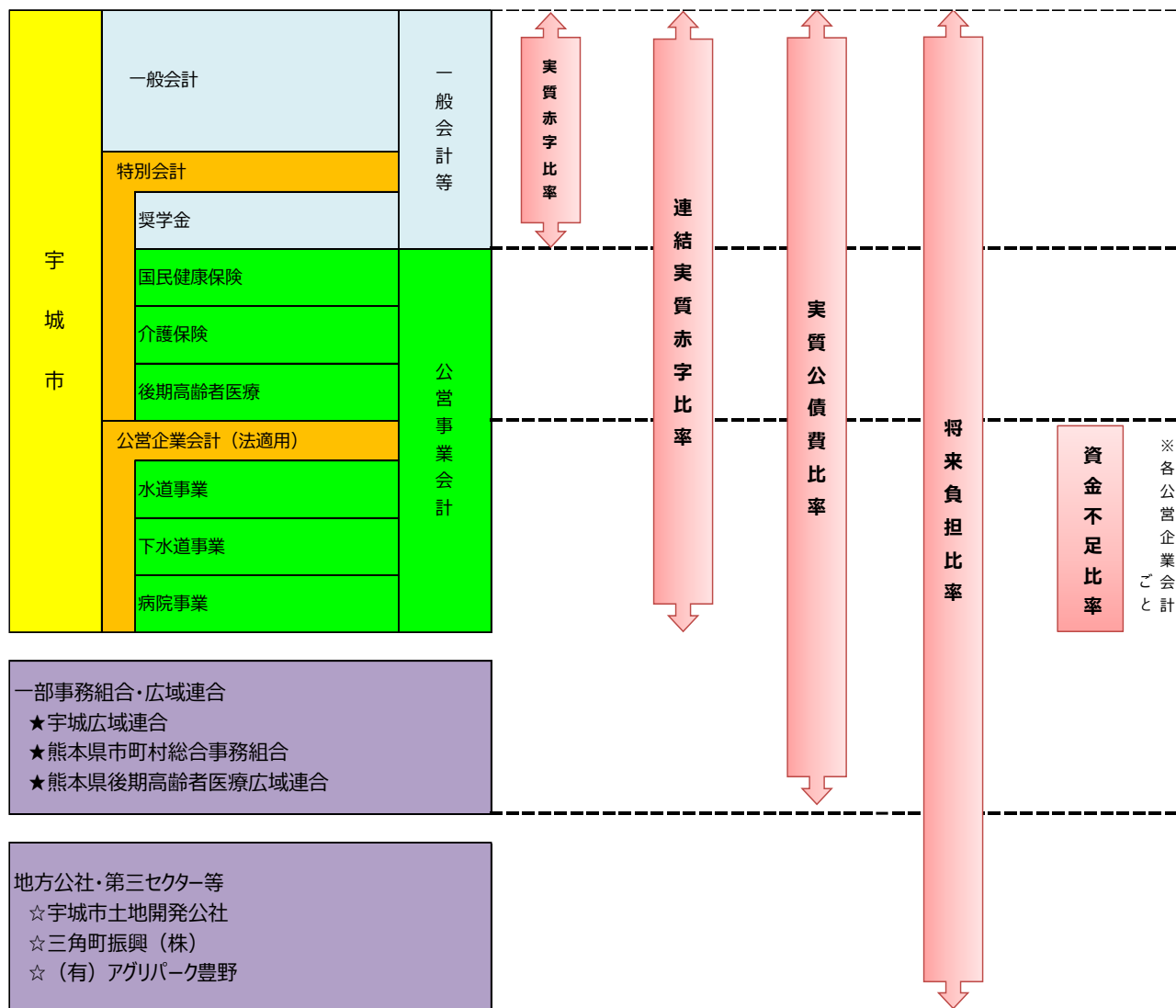
平成 19 年 6 月『地方公共団体の財政の健全化に関する法律』公布

※ 平成 19 年度決算から適用

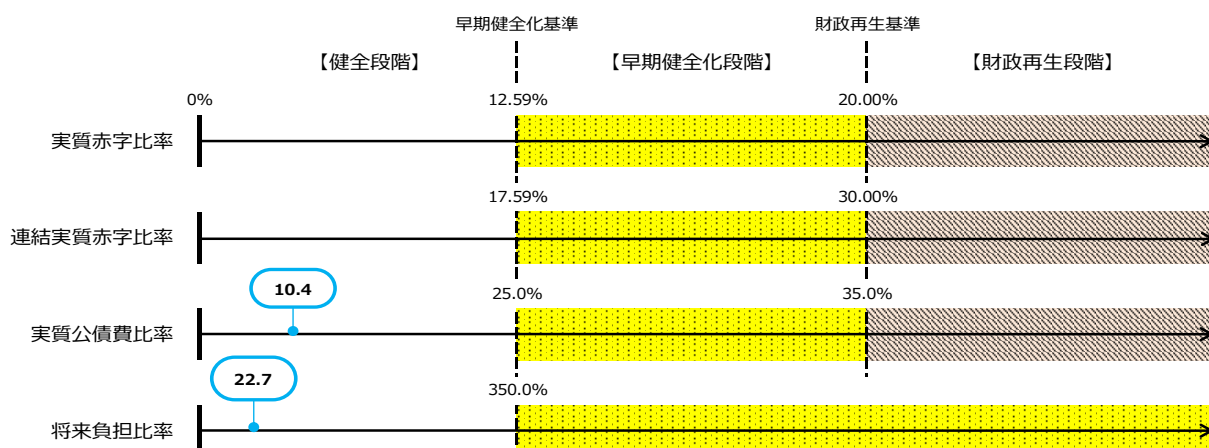
- ① 地方自治体の財政状況を「健全段階」・「財政の早期健全化（イエローカード）」・「財政の再生（レッドカード）」の 3 段階に分類し、早期の健全化を図る。
- ② 一般会計等だけでなく、特別会計、公営企業会計、一部事務組合・広域連合、さらに第三セクター等まで含めた財政指標（連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率）を新たに導入。
- ③ 公営企業においても新たな財政指標（資金不足比率）を導入し、早期の経営健全を図る。
- ④ 毎年度、前年度の決算に基づく財政指標を、その資料とともに監査委員の審査に付したうえで議会に報告し、公表しなければならない。
- ⑤ 財政指標が悪化し、早期健全化基準（イエローカード）以上である場合には『早期健全化団体』となり、財政健全化計画策定や外部監査が必要で、自主的な改善努力による財政健全化を図る。
- ⑥ さらに財政が悪化し、財政再生基準（レッドカード）以上である場合には、『財政再生団体』となり、財政再生計画の策定、地方債の制限など、国等の関与による確実な再生を図る。

2. 健全化判断比率等の対象範囲

宇城市の令和4年度決算に係る健全化判断比率等の対象となる会計は、以下のとおりです。



3. 早期健全化段階・財政再生段階のイメージ



4. 宇城市における健全化判断比率等の状況

(1) 実質赤字比率 … 宇城市：該当なし

・実質赤字比率の状況

(単位：百万円・%)

	H29	H30	R1	R2	R3	R4 (速報値)	早期健全化 基準	財政再生 基準
実質赤字比率	-	-	-	-	-	-	12.59	20.00
△①/②	△ 9.85	△ 8.83	△ 5.53	△ 4.87	△ 4.78	△ 5.70		
① 実質収支額	1,726	1,516	938	860	878	1,033		
② 標準財政規模	17,522	17,155	16,947	17,659	18,333	18,122		

※ 実質赤字比率は黒字であるため、「-」で表示しています。

地方公共団体の一般会計等（一般会計、奨学金特別会計）について、歳出に対する歳入の不足額がある場合に、その赤字額を標準財政規模の額で除して得た指標です。当該指標が生じた場合は、歳出削減策や歳入増加策を講じて、赤字の早期解消を図る必要がありますが、本市の令和4年度決算においては、1,033百万円の黒字であるため、問題ありません。

(2) 連結実質赤字比率 … 宇城市：該当なし

・連結実質赤字比率の状況

(単位：百万円・%)

	H29	H30	R1	R2	R3	R4 (速報値)	早期健全化 基準	財政再生 基準
連結実質赤字比率	-	-	-	-	-	-	17.59	30.00
△①/②	△ 21.33	△ 18.44	△ 13.15	△ 12.62	△ 13.28	△ 14.03		
① 実質収支額	3,738	3,164	2,229	2,230	2,436	2,543		
一般会計	1,715	1,512	932	859	877	1,033		
奨学金特別会計	12	4	7	1	1	1		
国民健康保険特別会計	548	78	△ 53	34	3	△ 105		
介護保険特別会計	274	312	342	372	435	543		
後期高齢者特別会計	4	4	5	7	6	7		
水道事業会計	267	309	249	389	386	377		
市民病院事業会計	579	572	534	444	364	359		
下水道事業会計	331	293	213	124	364	328		
簡易水道特別会計	8	80						
② 標準財政規模	17,522	17,155	16,947	17,659	18,333	18,122		

地方公共団体の一般会計等のほか、国民健康保険特別会計など、すべての会計の赤字や黒字を合算して、全体の歳出に対する歳入の資金不足額がある場合に、その赤字額を標準財政規模の額で除して得た指標です。公営事業会計は、料金収入などを主な財源として運営されるものですが、赤字経営であるケースも少なくなく、これらの経営状況が悪化すると、一般会計からの負担も増大することとなります。当該指標が生じた場合は、(1) 実質赤字比率同様に赤字の早期解消を図る必要がありますが、本市の令和4年度決算においては2,543百万円の黒字であるため、問題ありません。

(3) 実質公債費比率 … 宇城市：10.4%

・実質公債費比率の状況

(単位：百万円・%)

	H29	H30	R1	R2	R3	R4 (速報値)	早期健全化 基準	財政再生 基準
実質公債費比率	11.1	10.2	8.9	8.7	9.1	10.4	25.0	35.0
単年度比率 (A÷B×100)	(10.4)	(9.4)	(6.9)	(9.8)	(10.6)	(10.9)		
A 分子 (①－②－④)	1,468	1,297	959	1,390	1,562	1,574		
B 分母 (③－④)	14,093	13,776	13,749	14,090	14,723	14,390		
① 実質公債費	4,897	4,695	4,197	5,003	5,209	5,373		
元利償還金の額	4,046	3,918	3,565	3,977	4,223	4,494		
公営企業債償還財源繰入金	775	696	553	949	839	646		
一部事務組合等地方債償還財源負担金	70	74	72	67	91	183		
その他の準元利償還金	6	7	7	10	56	50		
② 公債費充当特定財源	-	19	40	44	37	67		
③ 標準財政規模	17,522	17,155	16,947	17,659	18,333	18,122		
④ 普通交付税算入公債費	3,429	3,379	3,198	3,569	3,610	3,732		

※ 実質公債費比率の数値は、3カ年平均値で表します。(R3年度比率 = R1～R3年度単年度比率の平均値)

※ 単年度の実質公債費比率 = { (①－②－④) ÷ (③－④) } × 100 小数点第1位未満切り捨て

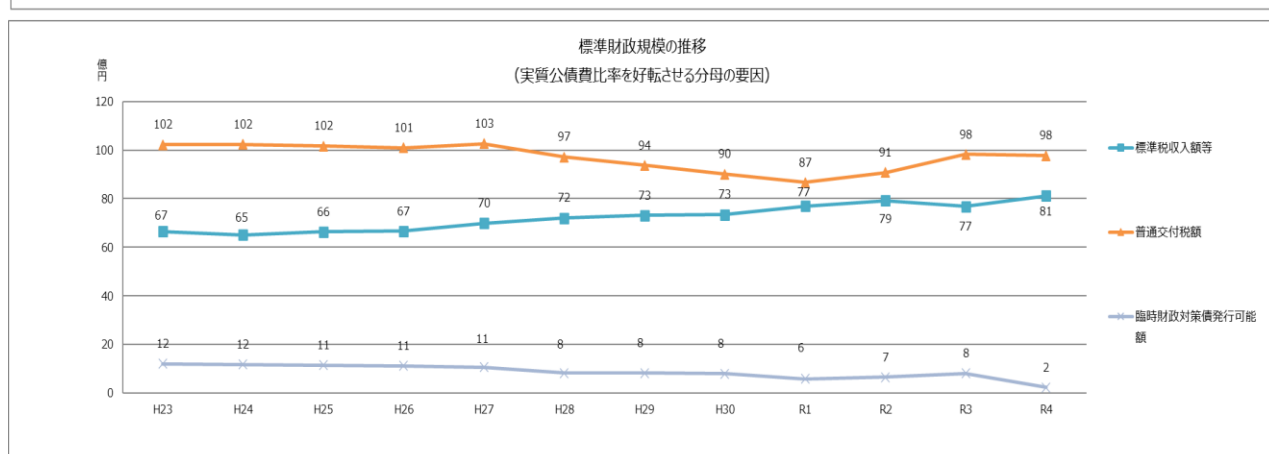
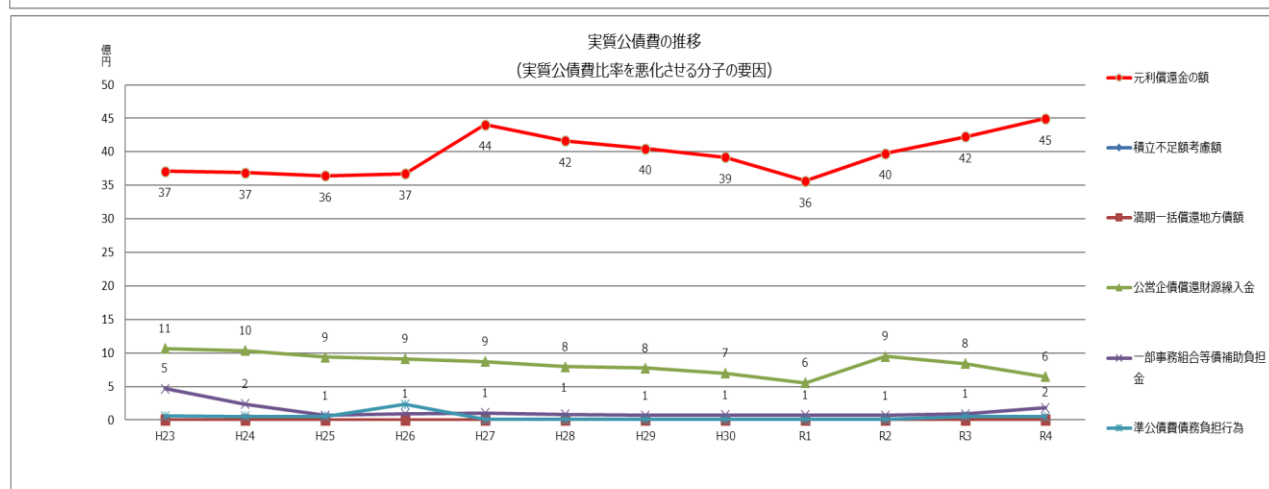
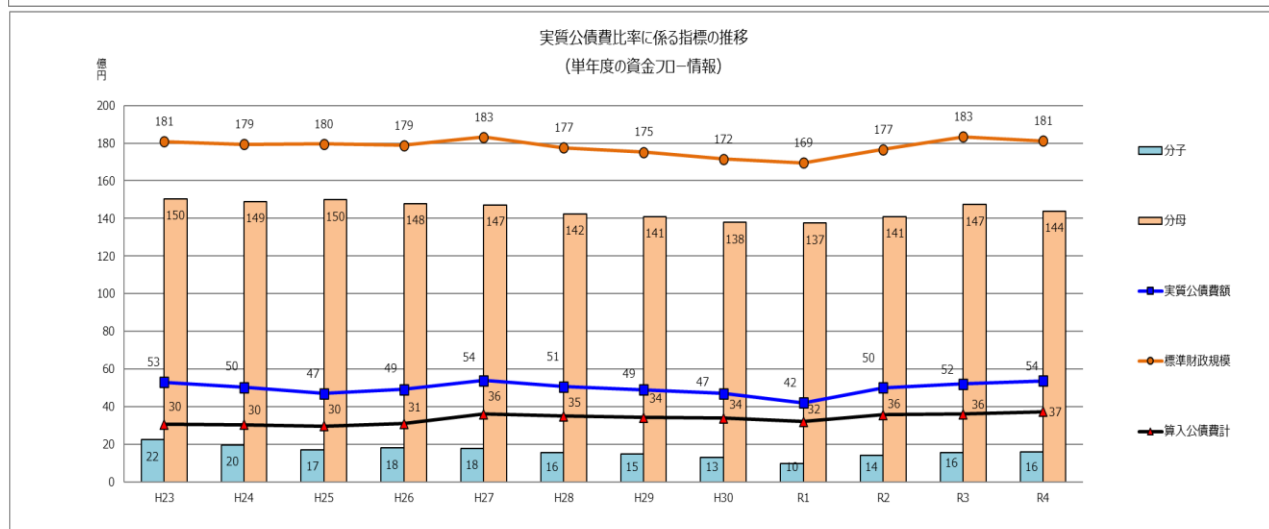
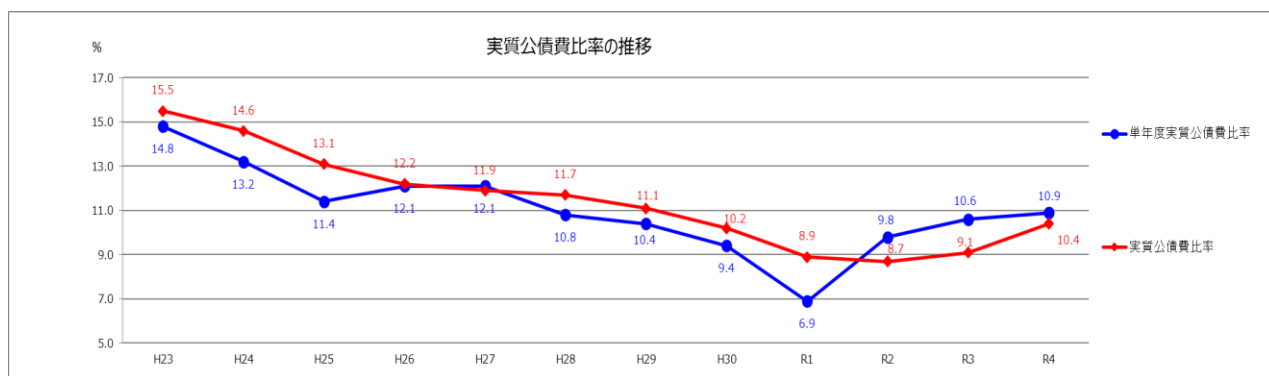
地方公共団体の一般会計等のうち、義務的経費である公債費や公債費に準じた経費を、標準財政規模等で除して得た数値の3カ年平均値による指標です。借入金の返済については、短期間での削減や、先送りすることが困難なものであるため、本指標が高くなるほど、財政の弾力性の低下を招き、他の経費を節減しないと収支が悪化し、赤字団体に転落する可能性が高まります。本市の令和4年度決算においては、借入金返済額等 5,373 百万円のうち、実質的な負担額は 1,574 百万円となっており、約 70%が国から配分される地方交付税等で賄われます。結果として前年度から 1.3 ポイント上昇し、10.4%となりましたが、早期健全化基準を大幅に下回り、健全段階に位置しています。また、単年度の比率を前年度と比較すると、地方債の元利償還金の額が増加（+271 百万円）したことなどから、0.3 ポイント上昇しています。

分子の増減分析：前年度比+12 百万円

- 地方債元利償還金の増加（対前年度比+271 百万円）。
- 公営企業会計への基準外繰出が、水道事業会計で減少（対前年度比▲115 百万円）、更に下水道事業会計においても減少（対前年度比▲117 百万円）したため、公営企業債償還財源繰入金が減少（対前年度比▲193 百万円）。
- 宇城広域連合において、過去に実施した汚泥再生処理センター更新事業等の元金償還が始まったことにより、一部事務組合等地方債償還財源負担金が増加（対前年度比+92 百万円）。

分母の増減分析：前年度比▲333 百万円

- 標準税収入額等が、新築家屋の増加による固定資産税を主な要因として増加（対前年度比 430 百万円）したが、臨時財政対策債発行可能額の減少（対前年度比▲589 百万円）に加え、普通交付税も減少（対前年度比▲52 百万円）したことにより、標準財政規模が減少（対前年度比▲211 百万円）。
- 合併特例債償還費の増加（対前年度比+106 百万円）を主な要因として、普通交付税算入公債費が増加（対前年度比+122 百万円）。



(4) 将来負担比率 … 宇城市：22.7%

・将来負担比率の状況

(単位：百万円・%)

	H29	H30	R1	R2	R3	R4 (速報値)	早期健全化 基準	財政再生 基準
将来負担比率	26.1	5.4	2.0	15.1	22.9	22.7	350.0	
A 分子 (①－②)	3,684	752	281	2,131	3,386	3,272		
B 分母 (③－④)	14,093	13,776	13,749	14,090	14,723	14,390		
① 将来負担額	46,848	47,483	49,408	53,080	55,694	55,355		
地方債の現在高	33,895	35,488	38,334	41,989	42,782	41,217		
債務負担行為支出予定額	57	52	52	66	65	54		
公営企業債等繰入見込額	8,581	7,903	6,841	7,097	8,458	7,349		
一部事務組合等見込額	668	645	883	732	1,746	3,970		
退職手当見込額	3,647	3,395	3,298	3,196	2,643	2,765		
設立法人負債額等見込額	-	-	-	-	-	-		
連結実質赤字額	-	-	-	-	-	-		
組合等連結実質赤字額見込額	-	-	-	-	-	-		
② 公債費充当特定財源	43,164	46,731	49,127	50,949	52,308	52,083		
充当可能基金	10,318	11,881	12,944	12,981	13,043	13,872		
充当可能特定歳入	2	140	694	1,098	1,277	1,208		
交付税算入見込額	32,844	34,710	35,489	36,870	37,988	37,003		
③ 標準財政規模	17,522	17,155	16,947	17,659	18,333	18,122		
④ 交付税算入公債費	3,429	3,379	3,198	3,569	3,610	3,732		

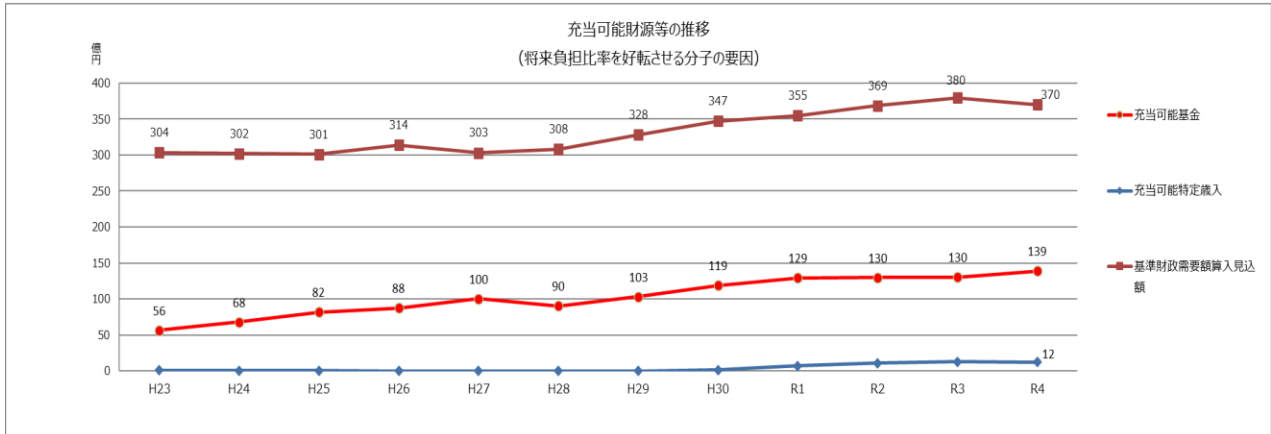
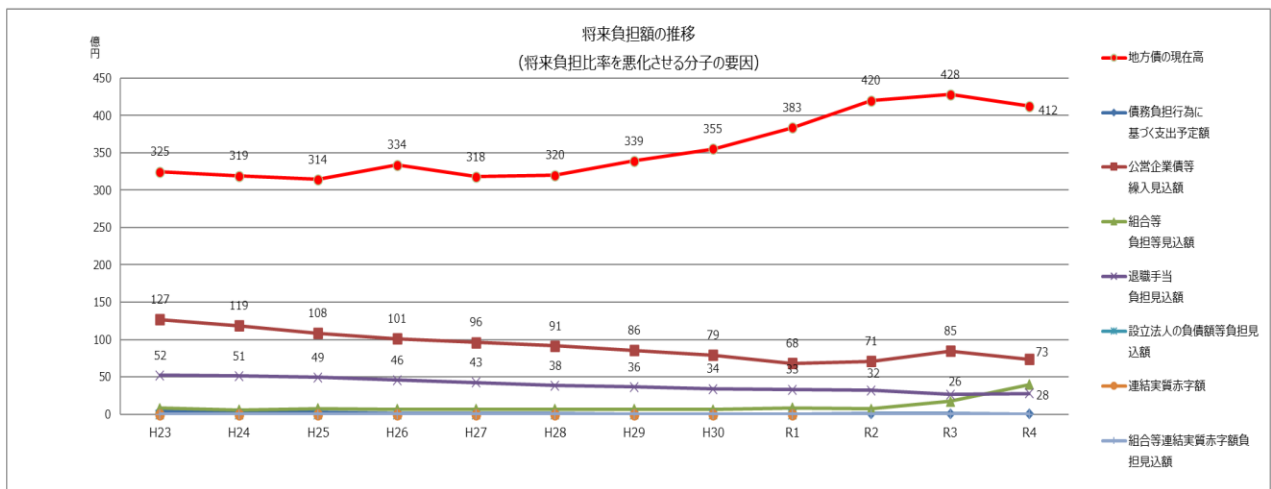
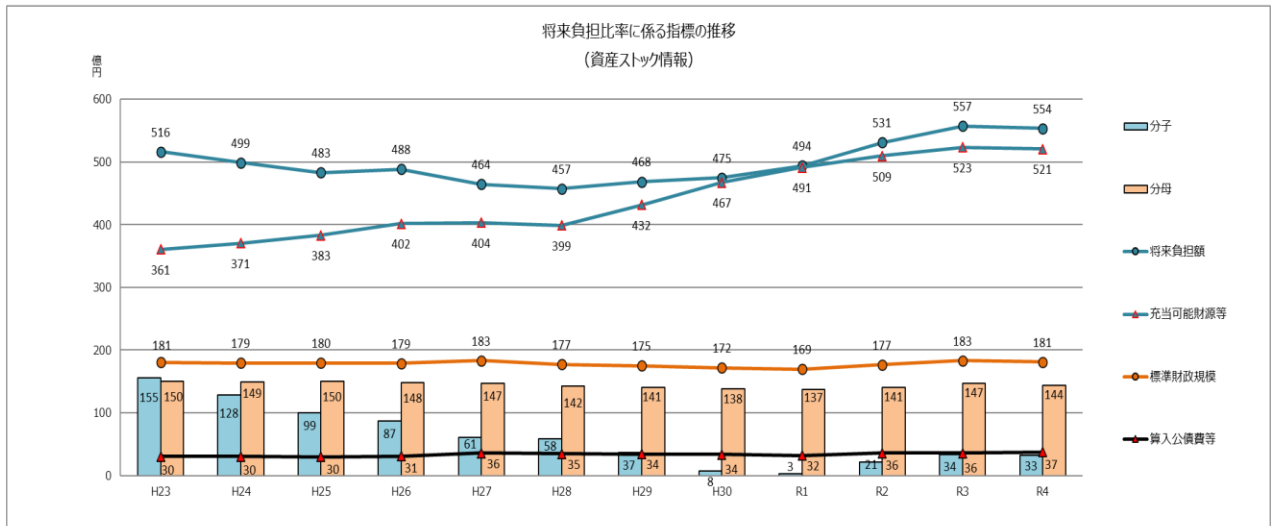
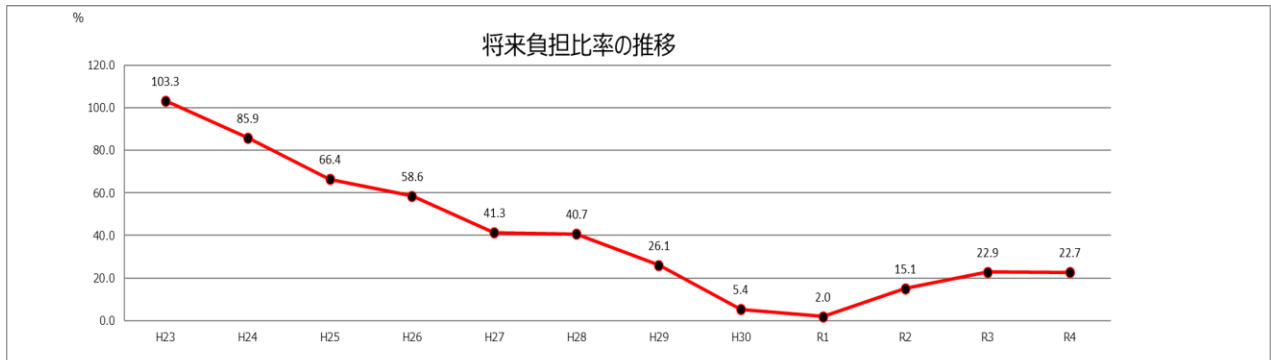
※ 将来負担比率 = { (①－②) ÷ (③－④) } × 100 小数第1位未満切り捨て

※ 合併市町村振興基金分 (3,253百万円) については、基金の使途が条例よりも上位の法令に定められているため、充当可能基金から除外

地方公共団体の一般会計等が将来的に負担することになる金額を把握し、この負担額からその償還に充てることが可能な基金等の額を控除したうえで、標準財政規模等で除して得た指標です。(1)～(3)の3つの指標はフロー指標と言われるもので、当該年度における現金の流れによる状況を示すものですが、これらだけでは地方公共団体の負債の状況や将来の見通しが十分につかめないため、新たに導入されたストック指標となります。本指標が高い場合は、当該団体の標準財政規模に比べて将来負担が大きいということになり、今後の財政運営が圧迫される可能性があります。本市の令和4年度決算においては、将来負担額 55,355 百万円のうち、国から交付される地方交付税や市の基金等で 52,083 百万円が賄われるため、実質的な負担額は 3,272 百万円となり、前年度から 0.2 ポイン低下し、22.7%となりました。

分子の増減分析：前年度比▲114 百万円 ※分母の増減分析は、(3) 参照

- 普通建設事業の抑制に伴い、地方債発行 (2,790 百万円) 以上に元金償還 (4,355 百万円) を行ったため、地方債の現在高が減少 (対前年度比▲1,565 百万円)。
- 下水道事業における地方債現在高の減少 (対前年度比▲418 百万円) と分流式下水道等に要する経費の繰出基準割合の減少を主要要因として、公営企業債等繰入見込額が減少 (対前年度比▲1,109 百万円)。
- 宇城広域連合で実施したエネルギー回収型廃棄物処理施設整備事業等に係る地方債発行 (3,409 百万円) により、連合の地方債現在高が増加 (対前年度比+2,995 百万円) したため、一部事務組合等見込額が増加 (対前年度比+2,224 百万円)。
- 充当可能基金について、令和4年度に歳計剰余金積立を行ったこと等により増加 (対前年度比+829 百万円) したが、地方債現在高の減少に伴う交付税算入見込額が減少 (対前年度比▲985 百万円) したため、公債費充当特定財源が減少 (対前年度比▲225 百万円)。



５．まとめ ～現状分析と今後の動向～

平成 19 年度に財政健全化法が施行されてから、本市の『実質公債費比率』及び『将来負担比率』は、健全段階の範囲内に位置しているため、財政状況は健全な状態であると言えますが、「６．参考資料」を見てみると、県内 14 市の中で実質公債費比率は上位、将来負担比率は中位に位置していることが分かります。

本市では、普通交付税の合併特例期間終了後の影響を見据え、後年度に円滑な財政運営を行うためには、各比率のさらなる改善が必要と判断し、財政調整基金などの充当可能基金の増資、地方債現在高の縮小や公営企業の健全化、職員数の削減による退職負担金の縮小など様々な財政健全化施策に取り組んできました。

指 標 名	令和 3 年度	令和 4 年度	増減
実質公債費比率	9.1 (6 位)	10.4 (12 位) ※1	+1.3
将来負担比率	22.9 (9 位)	22.7 (10 位) ※1	▲0.2

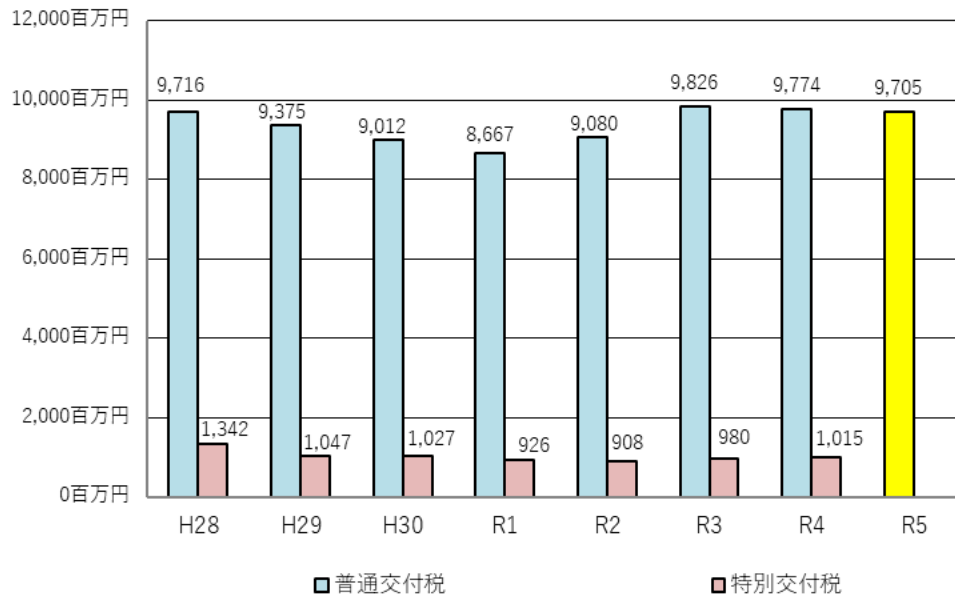
※1…令和 4 年度の県内 14 市における本市の順位は、令和 5 年 7 月末日時点の速報値であるため、変更となる場合があります。

令和 4 年度の特徴として、地方債現在高、公営企業債等繰入見込額の減少に伴う「将来負担比率の低下」が挙げられます。普通建設事業の抑制に伴い、地方債現在高が前年度と比較して 1,565 百万円減少したことに加え、下水道事業等の公営企業会計の地方債残高も減少し、公営企業債等繰入見込額も前年度と比較して 1,109 百万円減少しました。以上のようなことから、令和 2 年度と 3 年度は上昇していた将来負担比率が前年度と比較して 0.2 ポイント低下しました。

今後の動向としては、将来負担額から公債費充当財源を除いた分子の増加が懸念されます。これまで国から交付される地方交付税措置が有利な合併特例事業債を活用して普通建設事業を実施してきましたが、令和 6 年度までに同地方債の発行限度額（30,148 百万円）に到達する見込であり、今後は同地方債と比較して地方交付税措置が低い地方債の活用となります。そのため、「元金償還額以上に地方債を発行しない」方針の基、普通建設事業の抑制や平準化の取り組みを行い、地方債の現在高を徐々に減少させていく予定としていますが、交付税措置が低い地方債の活用となるため、市の実質的負担が増えることが想定されます。

分母については、標準財政規模の半分を占める普通交付税の動向を注視する必要があります。市町村合併に伴う恩恵の一つであった普通交付税の合併算定特例期間の 10 年目が平成 26 年度であったため、段階的縮減期間が令和元年度で終了し、令和 2 年度から完全に一本算定へと移行しております。令和 4 年度の交付決定額については、臨時財政対策債償還基金費の皆減を主な要因として対前年度比と比較して 52 百万円減少しています。

宇城市における地方交付税の推移

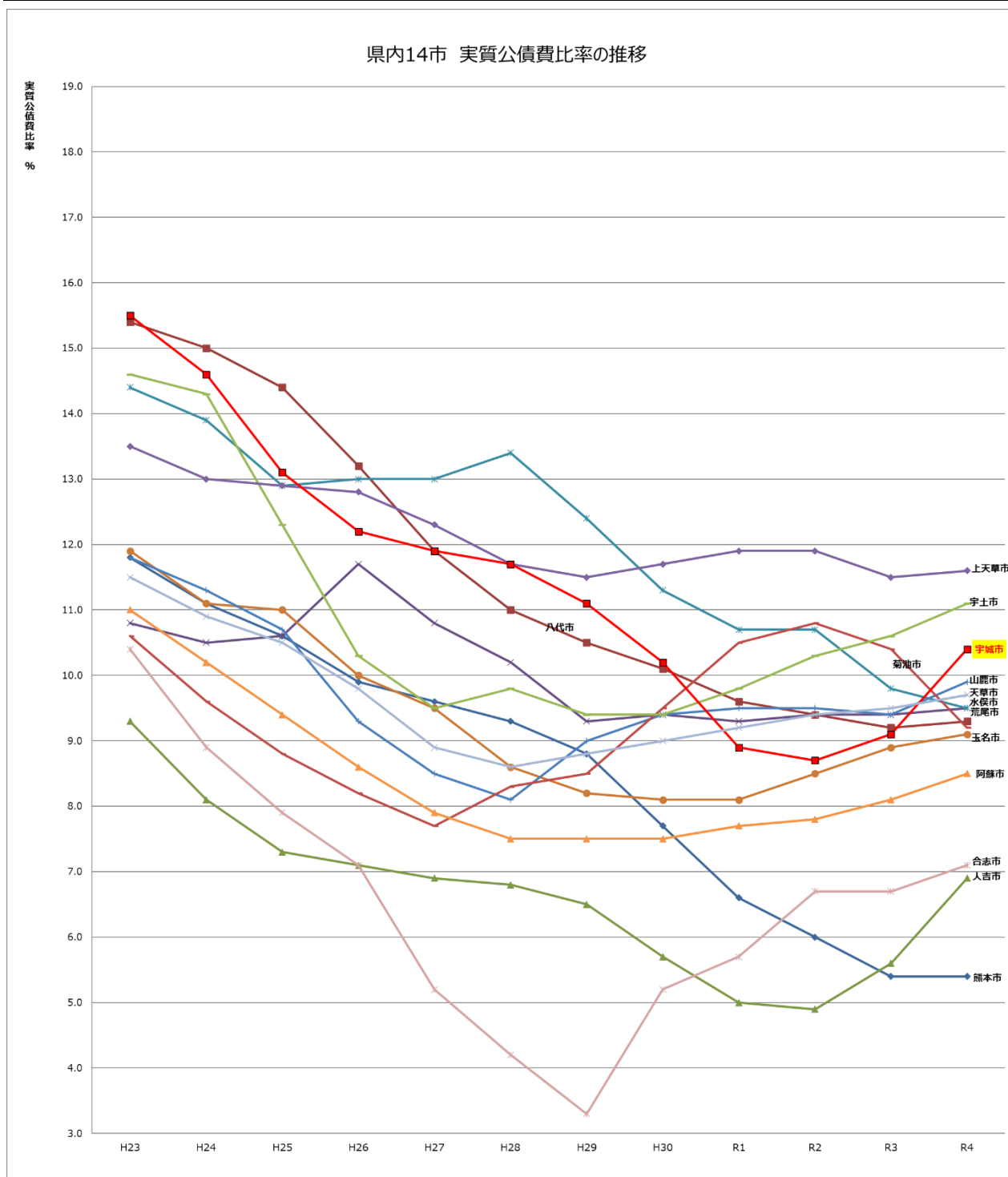


総合的に勘案すると、着実に低下していた本市の実質公債費比率は、地方債元利償還金の増加要因と宇城広域連合で計画している「エネルギー回収型廃棄物処理施設建設」の大型起債事業の公債費負担要因が重なり、今後はやや『上昇』すると想定しています。また、将来負担比率については、地方債現在高を減少させていく予定としていますが、合併特例事業債の活用ができなくなることから、今後予定している松橋中学校建替事業等の普通建設事業に係る市の実質的負担が増えると予想され、基金の取り崩し状況にも影響されますが、『横ばい』若しくは『上昇』すると想定しています。

最後に、自主的な財政健全化の取組みにより財政状況は着実に改善されてきましたが、少子高齢化社会の進展、人口減少問題、先行きが見えない社会経済状況を鑑みると、決して安心できるものではありません。地方交付税などの依存財源に頼らざるを得ない本市の状況に変わりはなく、今後も引き続き、適正課税・滞納整理による自主財源の確保や「第2期宇城市まち・ひと・しごと創生総合戦略」に基づく移住定住の取組みを進める一方で、施設の統廃合や事務事業の簡素化・整理合理化等による歳出経費の削減を徹底していきます。また、普通交付税の変動や災害等の緊急的財政出動に対応するため、基金の増資を図りつつ、合併特例事業債の活用終了を見据え、有利な地方債を模索・活用することで、最小の経費で最大の行政サービスを持続的に行えるよう、財政健全化の取組みをより一層進めていきます。

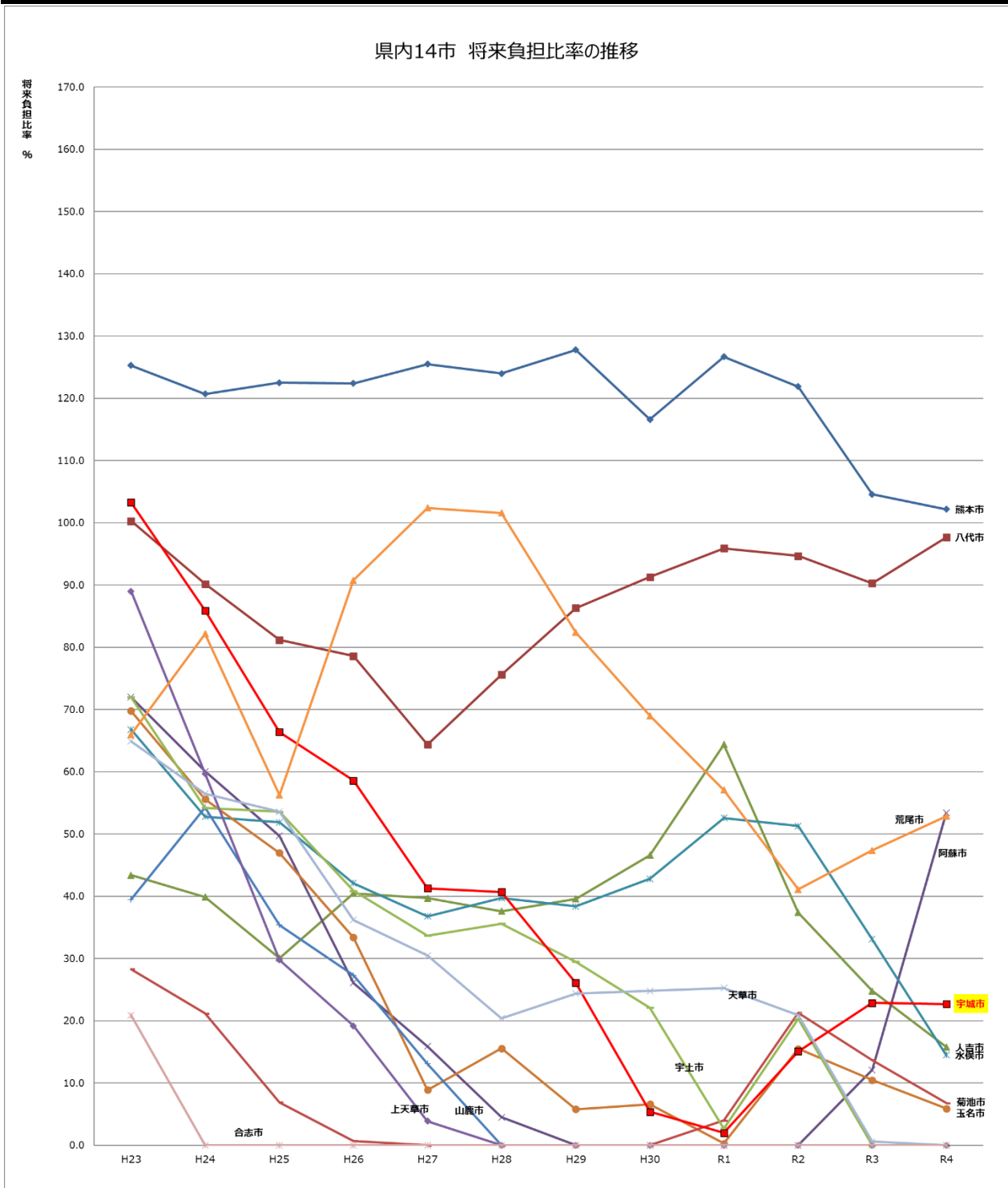
6. 参考資料（県内14市の状況）

（1）実質公債費比率の推移



※令和4年度数値は、令和5年7月末日時点の速報値であるため、変更となる場合があります。

(2) 将来負担比率の推移



※令和4年度数値は、令和5年7月末日時点の速報値であるため、変更となる場合があります。

7. 用語解説

実質赤字比率	一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率 ☆早期健全化基準：11.25～15%（団体の財政規模による） / ★財政再生基準：20% 一般会計等の実質赤字額 標準財政規模 □ 実質赤字・・・繰上充用額 +（支払繰延額 + 事業繰越額） ・繰上充用額 = 歳入不足のため、翌年度歳入を繰り上げて充用した額 ・支払繰延額 = 実質上歳入不足のため、支払を翌年度に繰り延べた額 ・事業繰越額 = 実質上歳入不足のため、事業を繰り越した額 □ 標準財政規模・・・地方公共団体の標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源の規模を示すもので、標準税収入額等に普通交付税と臨時財政対策債発行可能額を加算した額
連結実質赤字比率	全会計を対象とした実質赤字額（または資金の不足額）の標準財政規模に対する比率 ☆早期健全化基準：16.25～20%（団体の財政規模による） / ★財政再生基準：30% 連結実質赤字額：（イ + ロ） - （ハ + ニ） 標準財政規模 □ イ・・・一般会計及び公営企業（地方公営企業法適用企業・非適用企業）以外の特別会計のうち、実質赤字を生じた会計の実質赤字の合計額 □ ロ・・・公営企業の特別会計のうち、資金の不足額を生じた会計の資金の不足額の合計額 □ ハ・・・一般会計及び公営企業以外の特別会計のうち、実質黒字を生じた会計の実質黒字の合計額 □ ニ・・・公営企業の特別会計のうち、資金の剰余額を生じた会計の資金の剰余額の合計額
実質公債費比率 （3ヵ年平均）	公債費にかかる財政状況を図る指標で、平成 18 年度に地方債の発行が「許可制」から「協議制」へ移行したことに伴い、従来までの公債費比率や起債制限比率に代わって導入されたもの ◆18%以上 = 地方債の許可団体 ◆18%～25% = 公債費負担適正化計画策定を条件に地方債発行が許可される ☆早期健全化基準：25% / ★財政再生基準：35%（地方債発行が一部制限）

実質公債費比率 (3ヵ年平均)	計 算 式	$\frac{(\text{元利償還金} + \text{準元利償還金}) - (\text{特定財源} + \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}$
		□ 準元利償還金・・・イ～ホまでの合計額 ・イ = 満期一括償還地方債について、償還期間を30年とする元金均等年賦償還とした場合の1年あたり元金償還相当額 ・ロ = 一般会計等から一般会計等以外の特別会計への繰出金のうち、公営企業債の償還の財源に充てたと認められるもの ・ハ = 一部事務組合等への負担金・補助金等のうち、組合等が起こした地方債の償還の財源に充てたと認められるもの ・ニ = 債務負担行為に基づく支出のうち、公債費に準ずるもの ・ホ = 一時借入金の利子

将来負担 比率	計 算 式	一般会計等が将来負担すべき実質的な負債から充当可能な財源を控除した将来負担見込額の標準財政規模に対する比率 ☆早期健全化基準：350% / ★財政再生基準：なし
		$\frac{\text{将来負担額} - (\text{充当可能基金額} + \text{特定財源見込額} + \text{地方債現在高等に係る基準財政需要額算入額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}$ □ 将来負担額・・・イ～チまでの合計額 ・イ = 前年度末における一般会計等の地方債現在高 ・ロ = 債務負担行為に基づく支出予定額（地方財政法第5条各号の経費に係るもの） ・ハ = 一般会計等以外の会計の地方債の元金償還に充てる一般会計等からの負担等見込額 ・ニ = 宇城市が加入する組合の地方債の元金償還に充てる宇城市からの負担等見込額 ・ホ = 退職手当支給予定額（全職員に対する期末要支給額）のうち、一般会計等の負担見込額 ・ヘ = 宇城市が設立した一定の法人の負債の額、その法人の債務を負担している場合の当該債務の額のうち、当該法人等の財務・経営状況を勘案した一般会計等の負担見込額 ・ト = 連結実質赤字額 □ 充当可能基金額・・・イ～ヘの償還額等に充てることができる地方自治法第241条の基金の前年度末における残高合計額 □ 特定財源見込額・・・イ～ロの償還額等に充てることができる特定の歳入見込額 □ 基準財政需要額算入見込額・・・地方交付税法により、イ～ロに要する経費として普通交付税の算定に用いる基準財政需要額に算入されることが見込まれる額